

令和8年5月7日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市環境審議会
会長 朴 恵淑



(仮称) 亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例について
(答申)

令和8年2月9日付け亀環第01-1974号で諮問のありましたことについて、当審議会において慎重なる審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

本条例を運用するに当たり、次のとおり意見があるので、その点を十分留意されたい。

- 1 太陽光発電施設の設置時に土砂災害の軽減対策、生態系への配慮及び景観対策が着実に行われるよう本条例を適切に実施、適用すること。
- 2 本条例を適切に運用するために、雨水による土砂流出防止や廃棄費用の積立て管理、その他条例施行規則にて定める基準等を明確にすること。
- 3 太陽光の反射光、騒音、排水設備、柵や標識の設置、草刈り等の維持管理、廃棄手続等について、事業者と事前協議を入念に行うこと。
- 4 透明性、信頼性を確保するために、積極的に情報を公開するとともに、市民に分かりやすく発信すること。

